

保険料の特例的な軽減を見直します

保険料均等割軽減の対象の方の 月額保険料について



- ◆ 保険料の均等割については、これまで法令に基づく軽減（本則）に特例的に上乗せして軽減を行ってきました。
- ◆ 下表のとおり、令和元年度から段階的に見直しを行っており、令和3年度が見直しの最終年度となります。
- ◆ 令和3年度は、令和2年度に軽減特例の対象だった方について、本則どおり7割軽減となります。

※軽減判定は、対象者の所得をもとに群馬県広域連合で行うため手続き不要です。

所得が不明な方については、基準に該当するか判定できないため軽減措置が適用できません。申告が必要かどうかについては、お住まいの市町村の税務担当課までお問い合わせください。

【平成30年度を基準とした軽減割合の推移】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被保険者 全員の保険料軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 保険料軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の後期高齢者医療の 被保険者全員の各種所得が0円		9割	8割	7割 <small>月平均額が 818円 → 1,090円</small>	

このお知らせは、すべての被保険者の方にご案内しています。
判定の結果、軽減の対象とならない場合もありますのでご了承ください。



ご不明な点については

群馬県後期高齢者医療広域連合（管理課）、
またはお住まいの市町村（後期高齢者医療担当課）までお問い合わせください。